

公益財団法人 健康加齢医学振興財団へのご寄附に対する税法上の優遇措置について

本財団が実施する健康な加齢医学に関する学術研究等への支援助成や研究者の褒賞、学術講演会開催等の公益目的事業の趣旨に賛同し、それら公益事業を円滑に推進するための資金として寄附された寄附金については、本財団が内閣総理大臣より公益財団法人の認定を受けた特定公益増進法人でありますから下記のとおり税法上の優遇措置を受けられます。

個人の場合

本財団は、内閣総理大臣より公益財団法人の認定を受けるとともに税額控除対象法人の証明も得ておりますので、本財団への寄附金については、所得税の確定申告にあたって、以下の(1)又は(2)どちらかの控除を選択することができます。

(1) 税額控除

寄附金が 2 千円を越える場合(ただし、寄附総額が年間総所得金額の 40%以内)には、その越えた額の 40%が所得税額の 25%を限度として控除されます。

税額から直接控除されるため、小口の寄附でも大きな減税効果があります。

(2) 所得控除

寄附金が 2 千円を越える場合(ただし、寄附総額が年間総所得金額の 40%以内)には、その越えた金額が当該年度の課税所得から所得控除として控除されます。

課税所得が所得控除後の税率となるため、所得税率の高い高所得者にとって減税効果が大きい場合があります。

寄附した翌年の 2 月 16 日から 3 月 15 日の間における所轄税務署への確定申告に際しては、本財団発行の領収書に、「税額控除」の場合は「**税額控除に係る証明書**」(写)を又、「所得控除」の場合は「**公益財団法人認定書**」(写)を添えて申告してください。

上記控除を受けた時には、条例を定めている自治体では翌年度分の府県民税や市町村民税の個人住民税も軽減措置の対象となります。

また、相続税に関しても相続で取得した財産による寄附については、非課税の取り扱いを受けることができます。

※ 以上税務の詳細については、お近くの税務署等に直接お尋ねください。

法人の場合

本財団への寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金（以下「特増寄附金」と記します）として、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、下記の計算式による損金算入限度額を加えて損金に算入できます。

申告の際には、本財団発行の領収書と「公益財団法人認定書」(写)が必要となります。

《特増寄附金の損金算入限度額の計算》

$$\text{資本金額(期末資本金額 + 期末資本積立額)} \times \frac{\text{事業月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} = \text{資本基準額}$$

$$(\text{当期の所得金額} + \text{支出した寄附金}) \times \frac{6.25}{100} = \text{所得基準額}$$

$$(\text{資本基準額} + \text{所得基準額}) \times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$$

